

尾張旭市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年3月3日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

# 定例監査報告書

## 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

## 2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

## 3 監査の対象

原則として、教育委員会（教育政策課、学校教育課、学校給食センター、生涯学習課及び図書館）に係る令和7年度（令和7年11月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

## 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

## 5 監査の実施内容

令和7年12月24日から令和8年2月27日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手等金券類の実査・現況確認を行った。

## 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### (1) 教育政策課に係るもの

**ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）**

(ア) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条第3号の規定により、地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

同課は、東栄小学校等体育館排煙窓オペレーター修繕について、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿(契約規則第32条第3号の資格を有する者を一覧化したもの)に登載されていないにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない(政令第167条の16)。

この点、本市では、請負代金額(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)が500万円未満の工事請負契約である場合は、契約規則第32条第3号の規定により契約保証金の納付を免除することとしている(尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領(平成13年尾張旭市要綱等。以下「要領」という。)第2項第2号)。

しかしながら、同課は、工事請負である白鳳小学校等高圧受電設備修繕の契約金額が10,538,000円であるにもかかわらず、請負契約書に、契約保証金を同条第3号の規定により免除する旨記載して契約を交わしていた。

一方、そのように契約を交わしたにもかかわらず、契約の保証を付すために履行保証証券に係る証券を契約の相手方から提出させていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、市制55周年フレンドシップ事業委託業務において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

なお、同課における代表者印がない見積書を提出した者との契約は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして教育長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

- (エ) 学校環境衛生検査業務契約において、契約書には、「乙は、この契約から生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任してはならない。

ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。」とあるにもかかわらず、契約の相手方が、書面による承認手続を経ないまま業務の一部の履行を第三者に委任するのを認めていた。

この点、契約の相手方の行為は契約違反であり、市がこれを黙認するのは業務の品質低下、責任の所在の不明確化などを引き起こすリスクがある。

契約事務を適切に実施されたい。

#### イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）第2条の規定により、同課の施設整備の業務に従事する職員に貸与される被服（作業服等一式）の着数は、夏用1（最初に貸与する場合3）、冬用1（最初に貸与する場合2）（いずれも貸与期間は1年）である。そこで、同課における被服貸与の状況を確認したところ、最初に貸与する場合ではない者1名に対して、被服貸与規程第10条に規定する臨時貸与（各課等の長が、当該課等の職員のうち被服貸与規程第2条に規定する貸与品以外の被服の着用を必要とする職務に従事するものに、当該職務に必要な被服を臨時で貸与できるもの）として、夏用を2着貸与していた。

ここで、被服貸与規程の所管課である人事課によれば、各課等の長が臨時貸与を実施しようとする場合、人事課への協議が必要であるが、教育政策課は、今回の臨時貸与に際して、人事課に協議していなかった。

臨時貸与の際は、理由を示して、人事課に協議するなど、被服貸与事務を適切に実施されたい。

### (2) 学校教育課に係るもの

#### ア 是正改善すべきもの

(ア) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。

しかしながら、小中学校複写機賃貸借、尾張旭市立中学校産業医委託（各学校ごとの契約）及び尾張旭市立小中学校児童生徒健康診断委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(イ) 尾張旭市教職員ストレスチェック業務委託契約（単価契約、一者による随意契約）において、事業者に見積提出を依頼する際、市の予定単価を記載し、その金額で見積もるよう指示していた。

このように、予定価格での見積りを指示するのは、適正な価格形成の障害、

契約の透明性・公平性の欠如につながり、著しく適正を欠くものである。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 瑞鳳小学校牛乳保冷库修繕の請書には、「4 業務の内容 別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、仕様書が添付されていなかった。

また、小中学校複写機賃貸借（単価契約）には「質疑回答書」が、就学援助システム保守業務委託には「保守構成」及び「特定個人情報取扱特記事項」が、契約締結を伺う際の契約書案に添付されていたにもかかわらず、契約締結の際には添付されていなかった。

さらに、教職員用ノートパソコン保守業務委託及び小中学校図書館管理システム保守業務委託（いずれも令和7年8月19日契約締結）の契約書には、令和7年6月1日に一部改正される前の「尾張旭市業務委託契約約款」（令和4年4月1日一部改正時のもの）を契約書に添付していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理されたものを除く。）があるときは、未収入金として翌年度に繰り越し、当該年度の6月1日に調定しなければならない（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第22条第1項及び第3項）。

同課は、学校給食費受入金について、これまで、毎年度末時点での未収入金を翌年度に繰り越さず、過年度納付があったもののみ、その都度、当該納付額分を改めて調定していた。

さらに、これらの処理により、本市の歳入歳出決算事項別明細書（政令第166条第2項）には、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2で定める様式に準じて目別の収入未済額を記載していることからして、毎年度末における市の過年度分の未収入金が、市の決算（法第233条）に反映されないこととなってしまう、その正確性が損なわれるものである。

適時適切に調定を決議されたい。

- (オ) 同課は、市立の各小中学校設置の公用電話について、教職員による私事利用や生徒による家庭連絡等の利用に係り、各校において現金取扱員（尾張旭市出納員等に関する規則（昭和55年尾張旭市規則第4号）第4条第1項。各校の校長を任命。）が当該利用者から徴収した現金を「公共施設私用電話料」として、納入させている。なお、各校では、これらの利用についての使用簿や現金出納簿を作成していない。

ここで、まず、教職員や生徒が公用電話を利用した場合に、金銭を徴収できる根拠を尋ねたところ、明確に根拠と言えるものはないが、これまで、公用電

話をやむを得ず私的に利用したことに対する実費弁償として徴収してきたものと考えられるとのことであった。次に、公共施設私用電話料について、徴収額の根拠を尋ねたところ、校ごとに定めており、同課としては、尾張旭市立東中学校で、やむを得ない場合に限り生徒に学校電話の私事利用を認め、従前の公衆電話料金を参考として1回10円を徴収している(明文の根拠なし。)ことが把握できたが、他の校については分からないとのことであった。

この点、市の歳入については、徴収そのものやその額に関する根拠を明確に整理する必要がある、また、根拠となる書類の作成等により、その実態を適切に文書化する必要がある。

同課においては、公用電話の設置目的に照らして、公共施設私用電話料のあり方について、再検討されたい。

なお、特に、学校の公用電話を教職員に私事利用させるのは、真にやむを得ない場合を除き、厳に慎むべきであるのは、言うまでもないことである。

#### **イ 検討を要するもの(取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。)**

被服貸与規程第1条の規定により、職務執行に必要な被服の貸与を受けるのは、尾張旭市職員定数条例(昭和32年旭町条例第1号)第1条に規定する職員(常時勤務する職員)である。しかしながら、同課は、市立の小中学校において給食配膳員及び用務員として勤務する会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定される職員をいう。以下同じ。)について、非常勤の職員であるにもかかわらず、被服を貸与していた。

これは、常勤・非常勤を問わず、給食業務に従事する際に衛生管理上必要であることから、同課が、独自の解釈で、被服の貸与について、被服貸与規程を会計年度任用職員にも準用しているものとのことであった。

この点、被服貸与規程に会計年度任用職員への被服貸与が認められるとうかがわせる文言があるとはいえないが、同課が会計年度任用職員に被服を貸与している理由には、市民サービスに資する相応の合理性があると考えられる。よって、同課においては、今一度、会計年度任用職員への被服貸与その他の解決策について検討し、貸与が必要なのであれば、それが明らかに可能なものとなるよう、制度所管課である人事課と協議の上、対処されたい。

#### **ウ 注意すべきもの**

(ア) 契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる(同条第8号)。

学校教育課は、旭小学校等水泳指導支援業務委託、本地原小学校等水泳指導支援業務委託、渋川小学校等水泳指導支援業務委託、東栄小学校水泳指導支援

業務委託、小中学校副読本等購入業務（健康手帳）、小中学校物品購入（プール薬品及び衛生用品）及び小中学校図書館用図書購入の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 尾張旭市教職員ストレスチェック業務委託契約（単価契約）の契約に際し、執行予定額の積算をすることなく、政令第167条の2第1項第1号（売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき）に基づく随意契約としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 本市では、長期継続契約（法第234条の3に規定するものをいう。）を締結する際、契約書に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、本契約は解除する。」旨を明記することとなっている（尾張旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（尾張旭市総務部総務課））。

しかしながら、小中学校GIGAスクール用端末等運用保守業務委託、教職員用ノートパソコン保守業務委託及び小中学校図書館管理システム保守業務委託（いずれも長期継続契約）の契約書には、当該記載がなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 尾張旭市立三郷小学校における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、切手（2円2枚、10円1枚、110円1枚、140円2枚、260円1枚）及び往復はがき（126円1枚）は、全て鍵のないレターケースで保管されていた。

郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。

### (3) 学校給食センターに係るもの

#### ア 是正改善すべきもの

歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金 of 収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。同課は、資源ごみ売払収入について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

適時適切に調定を決議されたい。

## イ 注意すべきもの

(ア) 本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。

しかしながら、同センターは、プレハブ冷凍庫・冷蔵庫修繕（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(イ) 要領によれば、契約担当者は、工事請負契約における契約の保証について、契約保証金等整理簿を整理するものとされている。しかしながら、同センターは、プレハブ冷凍庫・冷蔵庫修繕の契約時に、契約保証金等整理簿を作成していなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

## (4) 生涯学習課に係るもの

### ア 是正改善すべきもの

(ア) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、公民館講座参加料について、調定を決議することなく、令和7年5月26日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、同年11月26日に調定を決議していた。

適時適切に調定を決議されたい。

(イ) 市長は、法第243条の2の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として指定するもの（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金事務を委託することができ、委託したときは、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

同課は、中央公民館及び各地区公民館の使用料の収納事務の指定公金事務取扱者への委託（委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和7年4月1日付けで起案・決裁し、同日以降、委託していたにもかかわらず、同月18日に同条の告示をしていた。

事務処理を適切に実施されたい。

(ウ) 契約規則第32条第3号の規定により、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認め

られるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

同課は、中央公民館会議室プラグコンセント等修繕について、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿（同号の資格を有する者を一覧化したもの）に登載されていないにもかかわらず、同号に該当するものとして、契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

なお、同課における契約保証金の免除については、昨年度の定例監査においても指摘し、今後は事務を改めるとして教育長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

- (エ) どうだん亭施設管理業務委託（開館及び閉館、使用についての案内、鍵の保管、予約管理、使用者の許可書の確認、利用状況の報告等を業務内容としたもの）の契約締結伺いでは、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約規則第32条第8号（前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、当該契約が個人を相手方とするものであるにもかかわらず、同条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）により契約保証金を免除していた。

また、どうだん亭施設管理業務委託（清掃、庭木への散水、開館及び閉館等を業務内容としたもの）の契約締結伺いでは、同条第7号に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、何ら理由を示して伺うことのないまま、同条第8号により契約保証金を免除していた。

この点、施行伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとすることや、契約の相手方が適用しようとする同条各号に明らかに該当しない又は該当するかの検討がないにもかかわらず、契約保証金を免除することは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

- (カ) 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（法第238条の4第7項）、本市では、尾張旭市公有財産管理規則（昭和60年尾張旭市規則第7号。以下「公有財産管理規則」という。）第15条各号のいずれかに該当する場合に限られている。

同課は、民間企業による尾張旭市どうだん亭に係る行政財産の目的外使用申

請について、同条第5号（国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき）に該当するとして許可していた。

行政財産目的外使用の許可に係る事務を適切に実施されたい。

## イ 注意すべきもの

- (ア) 契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

同課は、令和7年度民具分類整理及び展示事業の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、白山林の戦い伝承地記念碑等の建立除幕式開催委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

また、契約の相手方は令和7年8月29日付けで請書を提出したが、それは、同年9月1日付けで変更した同者の社名によるものであるにもかかわらず、市は、それを受領していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

同課は、尾張旭市棒の手保存育成事業委託、尾張旭市馬の塔保存育成事業委託及び文化振興事業業務委託に係る契約保証金の免除について、決裁では同条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとしていたにもかかわらず、実際の契約では同条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとし、締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 公有財産管理規則第15条により、同条第1号から第8号までに定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めたときは、行政財産目的外使用の許可をすることができる（同条第9号）。

同課は、中央公民館のロッカーに係る行政財産の目的外使用について、何ら理由を示して伺うことのないまま、市長が相当の理由があると認めたときに当たるとして同号の規定により許可を行っていた。

行政財産目的外使用の許可に係る事務を適切に実施されたい。

- (カ) 同課における令和6年12月から令和7年11月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、文化関連研究協力者謝礼用として令和7年2月に図書カード（1,000円）を10枚購入し受入れの上、令和7年度に繰り越していた。なお、その後、令和7年11月末までの使用枚数は2枚であった。

同様に、講座講師等返信用切手として、令和7年2月に140円切手を30枚、26円切手を27枚、20円切手を66枚、16円切手を72枚購入し受け入れたにもかかわらず、令和6年度中には一部しか使用せず、購入枚数とほぼ同枚数を令和7年度に繰り越していたが、その後、11月末までに全く使用していなかった。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。

**【令和6年12月～令和7年11月の郵便切手等金券類の状況】**

額	2月当初における繰越枚数	2月購入枚数	4月当初における繰越枚数	4月から11月までの間の使用枚数	11月末時点での残数
図書カード 1,000円	21	10	31	2	29
切手140円	0	30	30	0	30
切手26円	0	27	26	0	26
切手20円	0	66	63	0	63
切手16円	0	72	72	0	72

**(5) 図書館に係るもの**

**注意すべきもの**

契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

同課は、令和7年度図書館用図書購入の契約について、何ら理由を示して伺う

ことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

## 定例監査報告書

### 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

### 2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

### 3 監査の対象

原則として、会計課に係る令和7年度（令和7年11月30日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

### 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

### 5 監査の実施内容

令和7年12月24日から令和8年2月27日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手等金券類の実査・現況確認を行った。

### 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

#### **(1) 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。）**

ア 簡易な方法（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならない（会計規則第13条第1項）が、会計管理者が特に指定するものについては、願書、届出書、申請書その他これに類する書類をもって納

付書兼領収書に代えることができる（同条第2項第2号）とされている。

この点、今年度の各部の定例監査において、簡易な方法により納入の通知をした収入について、会計管理者の指定がないまま、納付書兼領収書ではなく独自の領収書を交付している事例を検出した。

そこで、会計管理者が同号の規定に基づき、特に、何を指定しているかを会計課に確認したところ、把握していなかった。

各課等において、簡易な方法により納入の通知をした収入について、会計管理者の指定がないまま、納付書兼領収書ではなく独自の領収書を交付していること、会計課において、同号の規定に基づき指定するものを把握できていない現状は、会計規則の所管課としての統制を欠いているといえる。

よって、同課においては、至急、各課等が独自の領収書等を納付書兼領収書に代えている事例を把握し、それが同号の規定に鑑み、会計管理者が指定し得るものなのか確認されたい。また、今後、各課等が同号の規定に基づき独自の領収書等を納付書兼領収書に代えようとする場合は、必ず、会計管理者の指定を受けさせるよう徹底されたい。

イ 令和6年度の定例監査報告書において、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないものについて、「事後調定科目一覧表」に掲げることにより、会計規則の規定上、原則どおり事前に調定すべき歳入について、所管課自らが、事後に調定できるものとして庁内に通知してしまっていたとの事案を検出し、会計課においては、今後は、会計規則の所管課として、法令又は性質上事前に調定ができない歳入を除いて、各課に事前の調定を徹底させるようにされたいと、是正改善すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったところである。しかしながら、今年度の各部の定例監査においても、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、事後に調定していた事例が検出されたことから、改めて、会計規則の所管課として、確実な是正改善を求める。

## **(2) 検討を要するもの（取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。）**

会計規則第16条において、会計管理者及び会計管理者の権限を委任された者は、納入義務者から現金等を直接収納したときは、領収書を交付しなければならないが、市長が認める収入については、領収書の交付を省略することができる」とされている。

この点、所管課である会計課に、現状、具体的にどの収入を「市長が認める」ものとしているか尋ねたところ、把握していなかった。また、「市長が認める収入」とはどのような性質のものを想定しているか尋ねたところ、領収書の交付が困難な収入であるとのことであった。

ここで、市の収入に目を向けてみると、カプセル自動販売機で販売するイメージ

キャラクターグッズの代金、現金を投入して利用するコピー機の利用料金などが領収書の交付が困難な収入として考えられ、実際に、各課等ではこれらの収納の際にいずれも領収書を省略している。

については、会計課は、このような性質の収入を至急把握し、会計規則の所管課として、統制を利かせられたい。

**(3) 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。）**

本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）の規定により、随意契約を締結する場合で、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、歳入事務電算処理業務委託及び尾張旭市指定金融機関の派出業務について、随意契約の公表が行われていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。